

陳情 第61号

受付 平成30年 2月20日

付託 平成30年 月 日

取手市立公民館の利用不許可処分にかかる違法行為の取消確認と
その是正にかかる要求に関する陳情

・陳情趣旨

1. 平成29年10月23日付情報不開示処分のとおり、同年同月10日、戸頭公民館長は本陳情人西澤一彦（以後陳情人という）の、同公民館の個人名による利用申請に対し、社会教育法（以後社教法という）第2条（社会教育の定義）を法的根拠として、電話において不許可処分を行った。これに対し陳情人は「なぜ社教法第2条が個人名で利用申請ができないのか、その法的根拠を証する文書を示せ」旨の内容の情報公開請求を行ったが、教育長は文書不存在を理由に開示を拒否した。

→地方自治法（以後自治法という）第2条の定めるとおり、地方自治体の運営は法律による。自治体に法令条文等が存在しないはずがないから、法的根拠自体が存在しないとしか考えられない。なお前記自治法第2条⑰のとおり、自治体の違法行為は無効とされている。なお社教法による利用者側への公民館利用の制約は、同法第22条、および第23条以外に定めがない。

2. 平成29年10月30日、教育長は陳情人による自治法第244条の2に定める「地方公共団体は正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならない」旨の定めにより、前記1の不許可処分がいかなる「正当な理由」にあたるのか、法的根拠を証する文書を示せという開示請求に対し、文書不存在を理由とする不開示処分を行った。

→前記「正当な理由」にあたる例は、平成7年3月7日最高裁判所判例、また同年同月同日判例、さらに平成2年2月26日最高裁判例、さらに昭和40年12月25日付行政実例等により、明確に国の判断が示されており、「個人の利用」が「正当な理由」に該当しないことは明白である。

3. 平成29年12月12日付の「追加の回答」において、教育長は「利用申請時に団体利用が予定されているのであれば（中略）審査時に利用を許可いたします」という。また同文書において、「申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し」と答えた。

→教育長は「団体の利用が予定されている」場合のみに許可するとしている。

前記のとおり、自治法の主として第244条の2および社教法第23条の定めと判例において、団体利用以外は利用を認めないとする法的根拠が存在しないことは明瞭である。

また、申請時の審査とあるが、陳情人は少なくとも過去3回以上「読書会」目的の利用申請を行ったが、いずれの場合も申請書提出と同時に「利用許可書兼領収書」を手渡され、利用料金を請求された。この際、公民館から教育委員会公民館課へ申請書のFAXおよび電話による許可不許可の確認の事実はなかった。教育長は明らかに、前記「回答」②にある「審査」で「許可し」、審査による許可のないまま「公民館使用料を頂戴」しようとしたのである。この事実は明白に、「取手市公民館の設置及び

管理運営規則」第4条2および3項に違反している。なお、本陳情書提出の時点まで、前期審査により許可書交付がなされた事実が示されていない。よって、「使用料」前納の義務は利用者に課せられない。

4. 平成29年12月28日付の「公民館課長」名の「お知らせ」なる文書において、「団体名がない場合は、個人名でも受付いたします」なる文言があった。では、平成29年12月4日の「回答」にある「公民館の1人利用はできませんが」と答えた法的根拠はどこへ行ったのか？公民館課長が教育長回答を否定するとは、これまでの根拠すべてが雲散霧消している。

さらに、前記「お知らせ」文書後半、「個人利用については夜間の利用を除いて、利用当日、部屋が空いている場合は、利用申請書を提出の上、1月4日から利用できます」とある。個人利用の場合のみ利用当日以外は利用申請を認めないのは、当然、利用者は事前に部屋の予約ができず、当日になって公民館を訪れ、その日に部屋が空いていなければ、無駄足に終わり、申請者と参加者には交通費ほかの損害が生じる可能性があり、そもそも当日まで生活上の予定も立たない。これは民事上の損害賠償請求の余地が生じる。

5. 平成30年2月某日、前記「公民館の設置及び管理運営規則の一部を次のように改正する」とする文書が陳情人に届いた。文書中「利用許可書兼使用料領収書」には、前記審査を前提とした「審査の結果、使用を許可します」旨の文言が存在せず、「申請→審査→許可書の発行→使用料前納→使用」の手続は行われていない。明らかな営利目的、暴力団などの収入源となる可能性はつねに存在する以上、この手続は正確に守られねばならず、申請時に許可書兼領収書を交付することは前記公民館規則の規定外である。
6. 平成30年2月15日発行の「広報」紙3頁目に「公民館の利用が便利に」なる記事がある。この見出しの法的誤りを簡略に論証する。

→①前記すべてのとおり、教育委員会の使用不許可処分は明白な違法行為である。

②前記①の法的事実にかかわらず、平成30年1月某日、情報管理課において公民館課長は「この処分は法的根拠の一切ない行政処分であり、明白な違法行為であるから、この処分が違法であることを認め、処分を取り消せ」と求めたが、同課長は求めに答えず、「社教法2条が法的根拠であるかのような言い方をしたのはお詫びします」とのみ言った。

③陳情人は、「教育長名の行政処分が『言い方』の問題であるはずがない」と繰り返しその誤りを追及しても答えず、違法でない根拠も答えなかった。

④よって、当該広報紙の記事の見出しは「便利になった」のでは決してなく、違法な不許可処分の事実を認め、法令に従って改める旨の広報でなければならない。

・陳情事項

1. 陳情人は取手市議会が教育委員会に対し、本件陳情人（公民館使用の不許可処分を受けた当人）に対して、当該不許可処分が違法の行政処分であったことを認め、当該処分を取消すよう求めることを求める。
2. 陳情人は、取手市議会が教育委員会に前記広報紙の「便利になった」旨の文言を取消し、前記陳情事項1の誤りを明確に認めた文言を含めた、再度の広報記事を掲載するよう求めることを求める。
3. 平成29年10月23日付明記の不許可処分から現在まで教育委員会の情報不開示、「回

答」、「訂正」また「お知らせ」等の内容は、いずれも教育長または公民館課長名の公文書であるが、そのすべてが合法、適法な内容ではなかった。少なくとも教育長ら主として公民館課職員全員は、自治体の運営が自らの組織の都合でなく法律によるという最低限の弁えさえ所持していない。よって陳情人は、取手市議会が教育委員会教育長ととりわけ公民館課職員全員に対し、弁護士による関係法令すべてに関する研修を複数回行うよう求めることを求める。

以上、陳情いたします。

平成30年2月20日

陳情者

住所 取手市戸頭 4-8-5-305

氏名 西澤 一彦

取手市議会議長 殿